

建設工事等に係る 1 億円を超え 2 億円までの前金払の算定基準

平成 21 年 1 月 20 日
総務部長決定

豊島区契約事務規則（昭和 39 年豊島区規則第 24 号。以下「規則」という。）第 50 条第 1 項に規定する別に定める場合の算定要件は、下記のとおりとする。

記

1. 建設工事等の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費の合計額が 1 億円を超えていること。
2. 前項の経費の額のうち、1 億円を超えた額相当分に対し、当該それぞれの経費の積算を証明する文書の添付があること。

附 則

この基準は、平成 21 年 1 月 23 日から施行する。